宮古教育事務所便り
第107号
令和5年
12月18日（月）

宮古の風

～ 新しい風は東から ～

大人も子供も大好きなクリスマスも、もう少しですね。昨年の宮古サーモン・ハーフマラソンでは、「あわてんぼうのサンタクロース」が走っていたようです。今年は、予定通り現れてくれるのでしょうか。素敵なプレゼントがみなさんにも届きますように…。　　文責：　上田　佳穂

令和４年度問題行動・不登校等調査結果から考える生徒指導の充実

早いもので、今年も残すところあと僅かとなりました。今年はインフルエンザの影響が続くなか、子どもたちの学びの充実のために、万全な対策をとりながら教育活動を進めていただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、新聞等でも報道されておりましたとおり、標記調査結果が公表されました。これらの結果と各学校の実態を踏まえた上で、次の点について改めての確認をお願いいたします。

「令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」※県データ

	いじめの認知件数（岩手県）		
	小学校	中学校	1,000人当たりの認知件数
令和元年度	6,071	1,476	64.1
令和２年度	6,352	1,396	66.8
令和３年度	6,346	1,236	67.4
令和４年度	6,611	1,185	70.9

◆いじめの認知件数が年々増えています。積極的認知が進んできています。

県内のいじめの1,000人当たりの認知件数は、年々増加傾向にありますが、各学校がいじめを見逃さず、定義に従って認知し、しっかり対応している数字であると捉えられます。引き続き、「いじめ０」から、「いじめ見逃し０」へ、どの子どもも安心・安全を感じられる居場所づくりをお願いします。

①いじめの解消について面談を通じて確認を！！

昨年県内で認知されたいじめは、小学校が97.0%、中学校96.7%が解消と確認されています（7月31日現在）。未解消分については今年度認知された件数も含めて、本人と保護者への面談等で心身の苦痛を感じていないか確認が必要です。また、解消に至った場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要があります。

②12年ぶりに改訂「生徒指導提要」発達支持的生徒指導と課題予防的生徒指導の充実を

いじめ防止対策推進法第８条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定されました。それまでは、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言えます。

具体的には、全ての児童生徒を対象に①発達支持的生徒指導として、「多様性を認め、他者を尊重し、お互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、②課題未然防止教育として、道徳科や学級活動等において、自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行ったりすることが大切です。さらに、③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談等を実施するなどして、いじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努め、予兆に気付いた場合は、迅速な対処を心がけることが大切です。

	不登校児童生徒数（岩手県）	
	小学校	中学校
令和元年度	319	958
令和２年度	356	1,016
令和３年度	471	1,208
令和４年度	617	1,388

③不登校児童生徒への組織的な対応を！！

不登校児童生徒数が、年々増加傾向にあります。児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があります。不登校に関する発達支持的生徒指導として、児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための取組を進めていくようお願いします。

課題予防的・困難課題対応的生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要です。

間もなく冬休みに入ります。家庭訪問や登校日等を利用するなど児童生徒一人一人の状況把握に努め、問題行動や不登校が心配される児童生徒については、組織的・継続的な指導を、引き続きお願いします。

児童生徒の自殺予防に係る具体的な取組を！！

自殺は、専門家といえども一人で抱えることができないほど重く、かつ、困難な問題です。きめ細かな継続的支援を可能にするには、校内の教育相談体制を基盤に、関係機関の協力を得ながら、全教職員が自殺予防に組織的に取り組むことが必要です。そのためには、校内研修会などを通じて教職員間の共通理解を図るとともに、実効的に機能する自殺予防のための教育相談体制を築くことが求められます。

（１）自殺予防のための教育相談体制の構築　　※詳しくは生徒指導提要「第８章」をご覧ください

・教育相談コーディネーターと養護教諭との連携を密にする
・教育相談部（教育相談係）と生徒指導部の連携を図る
・カウンセリングルームや保健室の日常的活用を進める
・情報を共有して協働的な教育相談体制を築く

（２）自殺のリスクマネジメント

児童生徒が自殺をほのめかしたり、深刻な自傷行為に及んだり、遺書のような手紙やメモを残して家出をしたりといった状況は、自殺やその他の重大な危険行為の「予兆」段階であると捉える必要があります。その時には教育相談体制の構成メンバーを基盤に、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し、危険度に応じた対応を行います（リスクマネジメント）。

（３）自殺予防の３段階に応じた学校の取組

・「予防活動」…自殺を未然に防ぐための日常の相談活動や自殺予防教育等
・「危機介入」…自殺の危険にいち早く気付き対処する
・「事後対応」…不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

「自殺予防教育」と「危機介入」を並行して進めることが求められています。

・「24 時間子供 SOS ダイヤル」　0120-0-78310（全国共通番号フリーダイヤル無料）
・「チャイルドライン」　0120-99-7777（無料）16:00～21:00
・児童相談所虐待対応ダイヤル 189（全国共通番号フリーダイヤル無料）

スクールソーシャルワーカーにご相談ください！！

問題行動や不登校等の問題には、その背景に貧困や虐待等、様々な要因が複雑に絡み合っている場合があります。それらの問題を学校だけで解決することは難しく、様々な関係機関と連携を取りながら解決に向けた取組を進めていく必要があります。

その一助となるのが、「スクールソーシャルワーカー（SSW）」です。心理の専門家であるスクールカウンセラーが心の問題に注目して解決を図るのに対し、SSW は福祉の面から問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の抱えている悩みや問題の解決を図る専門家です。状況が深刻化する前の初期対応だけでなく、問題が長期化し、解決の糸口が見えない問題に対しても支援が可能です。積極的な活用をお願いします。

エリア型SSW
髙橋理奈
（４市町村担当）

訪問型SSW
千葉幸恵
（宮古市担当）

健康で安全な冬休みを迎えるために

クリスマスにお正月、楽しい冬休みがやってきます。休みを目前にすると、子どもたちは解放感から、気の緩みもみられるのではないでしょうか？そこで気を付けたいのが、様々なトラブルに巻き込まれたり、事故に遭ったりするなど、自分も家族も悲しい思いをしてしまうことです。冬休み前にもう一度、健康で安全な生活を送れるように、子どもたちへ次の点について声がけをお願いします。

【事件・事故の未然防止】
・不審者に遭遇した場合は、大声を出すなど周りに助けを求めたり、「こども１１０番の家」等に避難したりし、速やかに保護者や警察、学校等に連絡すること
・ネット上のいじめや誹謗中傷の書き込みの防止、各種 SNS や不審なアプリ等の利用に伴う危険性、長時間に及ぶゲーム機や情報通信機器の使用の問題点について

【健康の保持増進と疾病の予防】
・感染症を予防するため、手洗いの励行、咳エチケット、換気等の基本的な感染症対策と、抵抗力を高めるための「十分な睡眠」、「適度な運動」、「バランスのとれた食事」を心掛けること

【交通安全指導】
・冬期間は、日没が早く、路面凍結や積雪等により、事故の危険性が高まること

※令和５年１１月 29 日付教学第 1411 号「冬季休業中における児童生徒の指導の充実について（通知）」から抜粋